

戸田康之さん『派遣方法』（5月31日配信）

こんにちは。戸田です。

今回は、朝霞市の手話通訳の依頼方法についてお話します。

朝霞市で手話通訳者の派遣制度を利用する際の注意事項などをお話したいと思います。まず、派遣依頼が出来るのは、朝霞市内在住の聴覚障害者です。また、聴覚障害者の家族の聴者なども依頼することができます。

依頼方法は、FAX、メール、派遣事務所があるはあとぴあに行き窓口で、そして電話です。メールで依頼する場合、はあとぴあに行き、専任にメールの登録をしてもらう必要があります。その場で、メールの送受信のテストを行い問題無ければ、次回以降はメールで通訳依頼が可能です。依頼方法は、FAX、メール、対面、電話の4つです。

依頼の際に必要な情報とは、派遣してほしい日付、時間、派遣してほしい場所、例えば、学校名や病院名などを伝えます。次に内容です。頭痛や腹痛で内科を受診したいなど具体的に伝えましょう。通訳者との待ち合わせ場所、受付前や入口前などを決めます。すべての情報を依頼の時には派遣事務所に伝えます。

派遣日から3日前までに依頼をお願いします。3日前までに連絡しましょう。土日は含みません。例えば火曜日に派遣してほしい場合には、前の週の木曜日までに依頼をするようにしてください。よろしくをお願いします。ただし、突然の体調不良などは、その当日に依頼できます。緊急時には、派遣事務所に依頼せず病院に急いで行って構いません。行った先の病院で手話通訳者の派遣を頼むことが出来ます。出来る病院は3ヶ所（手話通訳者名簿がある病院）で、朝霞厚生病院、塩味病院、TMGあさか医療センターに緊急で受診したときには窓口で派遣依頼をしてください。

診察日や次の予約日がわかっている場合には、3日前と言わず早めに依頼をしましょう。依頼をした時に、派遣事務所からすぐに返事が来ない場合があります。専任手話通訳者が2名とも派遣に出ているなど、事務所に居ない時です。その時はすぐに返事が出来ません。ご理解とご了承をよろしくをお願いします。